

議案第 5 1 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表大谷小の項中「地頭方」の次に「（国道 1 7 号上尾道路西側を除く。）」を加え、同表平方東小の項中「小敷谷（」の次に「8 1 8 番地 1、8 1 8 番地 2、8 1 9 番地 1、8 2 0 番地 1、8 2 1 番地 1 及び」を、「西上尾第二団地 2 街区」の次に「、地頭方及び壺丁目（国道 1 7 号上尾道路西側）」を加え、同表今泉小の項中「5 6 8 番地」の次に「及び国道 1 7 号上尾道路西側」を、「県道上尾環状線東側」の次に「（8 1 8 番地 1、8 1 8 番地 2、8 1 9 番地 1、8 2 0 番地 1、8 2 1 番地 1 を除く。）で、市道第 1 0 1 5 号線北側」を加える。

別表第 2 K 区域の項及び L 区域の項を削る。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、地頭方及び壺丁目の各一部区域における通学区域の指定変更をするため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。